

川崎市地図及び空中写真複製頒布業務に関する募集要項

川崎市では、市が作成した地図（都市計画基本図及び旧地形図）及び空中写真を一般の利用に供するため、川崎市と複製頒布に協力していただける事業者の募集を行います。応募される事業者は、以下の募集要項をお読みいただき、手続等をお願いいたします。

1 対象業務

複製頒布の対象となる業務は以下となります。

- ・地図（都市計画基本図及び旧地形図）及び空中写真複製頒布

本市が貸与する地図（都市計画基本図及び旧地形図）及び空中写真データ、代行者が用意するパソコン、出力装置（大型プリンター等）にて複製を行い、通信販売を行うものであります。

地図（都市計画基本図及び旧地形図）及び空中写真の複製頒布の対象は下記のとおりです。

ア 作成年、規格及び縮尺

別表1（地図（都市計画基本図及び旧地形図））、別表2（空中写真）参照

イ 印刷範囲

図郭印刷

2 応募要件

応募者の資格要件を以下に示します。

(1) 共通事項

ア 応募者は、法人格を有する企業又は団体等（以下、「法人」という。）で、単独の法人とする。

イ 次のいずれの項目にも該当しないこと。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する者、又はその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者

- ・川崎市及び国・近隣自治体において契約規則等に基づく資格停止期間中及び指名停止期間中でないこと。

- ・破産者で復権を得ていない者

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者

- ・市区町村税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ・川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの及び神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないものであること。

(2) 地図及び空中写真複製頒布

- ア 「川崎市地図及び空中写真複製頒布仕様書」、国土交通省国土地理院の「空中写真複製作業規程」に基づき、地図等の複製を確実に行うことができる技術力及び業務執行体制を有していること。
- イ 測量、地図、空中写真等に関する知見と、その技術に精通した専門の技術者（測量士）を複数有すること。
- ウ 測量法関係法令に精通し、公共測量及び基本測量に関する実務経験について、10 年以上の経験を有する技術者を複数有すること。
- エ 「川崎市地図及び空中写真複製頒布仕様書」に記載されているプリンタ等の機器を用意できること。
- オ 地図等の複製頒布代行業務に関して、国及び地方公共団体から、過去 3 年以内に 1 件以上の実績を有していること。

3 応募方法

(1) 募集スケジュール

- ・令和 8 年 1 月 5 日（月曜日） 募集要項等の公表
- ・令和 8 年 1 月 5 日（月曜日）～1 月 16 日（金曜日） 募集要項等に対する質問の受付
- ・令和 8 年 1 月 5 日（月曜日）～1 月 30 日（金曜日） 応募書類等の提出受付
- ・令和 8 年 2 月下旬 協定締結

(2) 募集要項等の配布

募集要項及び様式、仕様書等（以下、「募集要項等」という。）の公表を川崎市まちづくり局計画部都市計画課（以下、「事務局」という。）にて行います。また、遠隔地の事業者の方には、郵送又は電子メールにて送付いたします。

(3) 募集要項等に関する質疑応答

募集要項等に関する質問の受付及び回答は、電子メールを利用して行います。

「電子メールによる質問形式」（様式 1）に質問事項を記載して、下記問い合わせ先まで送付してください。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けませんのでご注意ください。

質問受付締切：令和 8 年 1 月 16 日（金曜日）

(4) 応募書類等の提出

本業務に応募する事業者（以下、「応募者」という。）は、応募フォーム・郵送又は持参により必要書類を事務局に提出していただきます。これ以外の方法（電子メール、FAX 等）による受付は行いませんのでご注意ください。

＜応募に必要な書類＞

- ・ 応募様式（様式 2）
- ・ 法人概要・事業経歴書（様式 3）
- ・ 法人登記履歴事項全部証明書
- ・ 誓約書（様式 4）
- ・ 技術者経歴書（様式 5）
- ・ 上記技術資格を証明する書類の写し
- ・ 販売価格予定表

応募受付締切：令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）（必着）

4 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、応募書類等の提出をもって、本募集要項等の各条件を受諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して応募者が要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 売上（税抜）の 15%を著作権使用料として市へ納入していただきます。
- (4) 応募要件を満たした応募者のうちから、当該業務の協力に合意した応募者と複製頒布に関する協定を締結いたします。
- (5) 販売開始は令和 8 年 4 月 1 日（水曜日）からとし、協定期間は 1 年間を予定しています。以降は継続について協議します。

5 問い合わせ先及び提出先

- (1) 本募集要項に関するお問い合わせ及び応募書類等の提出については、下記までお願ひします。
- (2) 応募フォーム：応募フォームに従って必要事項を入力してください。
(PDF、JPG、1 ファイルの容量は 10MB 以下)
- (3) 郵送等 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市まちづくり局都市計画部都市計画課
- (4) 電話 : 044-200-2713
- (5) 電子メール : 50tosike@city.kawasaki.jp